

平成 29 年度「第二次三重県行財政改革取組」具体的取組 上半期(4月～9月)実績

番号	具体的取組	工程	平成 29 年度 年次計画	上半期実績(4月～9月)	担当課																				
I 協創・現場重視の推進に向けて																									
1	① 現場重視でさまざまな主体との協創を促進する職員の人材育成	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取組項目</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□協創の取組を進めるための研修の充実</td> <td>検討</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>順次実施</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	取組項目	28年度	29年度	30年度	31年度	□協創の取組を進めるための研修の充実	検討					順次実施	→								(H28 年度達成済、継続実施)		総務部人事課
取組項目	28年度	29年度	30年度	31年度																					
□協創の取組を進めるための研修の充実	検討																								
	順次実施	→																							
2	② 協創による事業・業務の実施を促進する仕組みの構築	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取組項目</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□庁内の協創事例を集約したポータルサイトの構築</td> <td>検討</td> <td>実施</td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□協創の推進に向けたオールインワンシステムの活用</td> <td>検討</td> <td>実施</td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	取組項目	28年度	29年度	30年度	31年度	□庁内の協創事例を集約したポータルサイトの構築	検討	実施	→		□協創の推進に向けたオールインワンシステムの活用	検討	実施	→							<p><ポータルサイトの構築></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポータルサイトの運用、充実(通年) ・研修やメルマガ等による職員への周知(通年) <p><オールインワンシステムの活用></p> <p>(H28 年度達成済、継続実施)</p>	<p><ポータルサイトの構築></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポータルサイトへの掲載内容の追加(5月～) ・職員向けメルマガにおける周知(6月) ・「協創」の取組を推進するための職員研修における周知、活用(7月) 	総務部行財政改革推進課
取組項目	28年度	29年度	30年度	31年度																					
□庁内の協創事例を集約したポータルサイトの構築	検討	実施	→																						
□協創の推進に向けたオールインワンシステムの活用	検討	実施	→																						
3	③ 協創の推進に向けた職員の現場・実践体験の促進	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取組項目</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□現場インターン制度の創設</td> <td>検討</td> <td>実施</td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	取組項目	28年度	29年度	30年度	31年度	□現場インターン制度の創設	検討	実施	→							(H28 年度達成済、継続実施)		総務部人事課					
取組項目	28年度	29年度	30年度	31年度																					
□現場インターン制度の創設	検討	実施	→																						

番号	具体的取組	工程				平成 29 年度 年次計画	上半期実績(4月～9月)	担当課
II 機動的で柔軟かつ弾力的な行財政運営に向けて								
4	① 機動的で柔軟かつ弾力的な働き方改革の推進	取組項目	28年度	29年度	30年度	31年度		
<p>□効率的で機動的な業務遂行が可能となる組織体制・運営の検討</p> <p>□効率的で機動的な運用に向けたみえ成果向上サイクルの見直し</p> <p>□弾力的な勤務形態の検討</p>								
<p><組織体制・運営の検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行組織の課題・対応案の検討(4月～9月) ※各部との意見交換、課題整理、対応案の検討 ・組織定数調整方針の策定(10月) ※対応案の組織定数方針への反映 ・組織定数調整(11月～1月) ※対応の具体化に向けた調整 <p><みえ成果向上サイクルの見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員説明会等における新たな運用方法の周知(4月～5月) ・政策体系図の作成、周知(5月～9月) <p><弾力的な勤務形態の検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度のワーク・ライフ・マネジメントにおける推進項目の一つとして、昨年度実施した「時差出勤勤務(試行)」の継続実施に向け、具体的な実施内容、実施時期等について労使で検討(4月～5月) ・実施後、職員アンケートにより検証(10月) 								
<p><組織体制・運営の検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行組織の課題・対応案の検討 各部との意見交換(8月)、課題整理、対応案の検討(9月) ・組織定数調整方針の策定 方針案の検討(9月) <p><みえ成果向上サイクルの見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員説明会等における新たな運用方法の周知(4月) ・政策体系図の作成、周知(5月～) <p><弾力的な勤務形態の検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度のワーク・ライフ・マネジメントにおける推進項目の一つとして、具体的な実施内容や実施時期について労使で検討(4月～5月) ・「時差出勤勤務」を試行的に実施 実施期間 平成 29 年6月1日～平成 29 年9月 29 日 								
5	② 機動的な財政運営の確保	取組項目	28年度	29年度	30年度	31年度		
<p>□臨時財政対策債等を除く県債残高の減少傾向の維持</p> <p>□大規模プロジェクトの実施に備えた基金の積み立て</p> <p>□総事業本数の削減</p> <p>「三重県財政の健全化に向けた集中取組」 (上記 3 取組を含む)</p>								
<p><「三重県財政の健全化に向けた集中取組」></p> <ul style="list-style-type: none"> ・集中取組(案)の検討(4月～6月) ・「三重県財政の健全化に向けた集中取組」に基づく具体的な取組の実施(6月～) 								
<p><「三重県財政の健全化に向けた集中取組」></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「三重県財政の健全化に向けた集中取組」の策定(6月) ・同取組に基づく具体的な取組の実施 「県有施設の見直しについて」の策定(9月) 「クラウドファンディング活用指針」の策定(9月) 「使用料、手数料の見直しについて」の策定(9月) 外部資金利活用のための情報提供を開始(9月) 								

番号	具体的取組	工程	平成 29 年度 年次計画	上半期実績(4月～9月)	担当課																				
III 残された課題への的確な対応に向けて																									
6	①「三重県職員人づくり基本方針」の見直し	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取組項目</th><th>28 年度</th><th>29 年度</th><th>30 年度</th><th>31 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□「三重県職員人づくり基本方針」の検証・見直し</td><td>検討</td><td>実施</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>□コンプライアンスの日常化やチェック機能のさらなる充実</td><td></td><td>実施</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	取組項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	□「三重県職員人づくり基本方針」の検証・見直し	検討	実施			□コンプライアンスの日常化やチェック機能のさらなる充実		実施			(H28 年度達成済、継続実施)	<p><コンプライアンスの日常化やチェック機能のさらなる充実></p> <ul style="list-style-type: none"> 不適切な事務処理防止に向けての対応 管理職員勤務評定中間面接の場等を活用した管理職の意識の徹底(9月) 懲戒処分基準の明確化(9月) 「不適切な事務処理」及び「公務外の不祥事」をテーマとしたコンプライアンス・ミーティングの実施(9月～12月予定) 	総務部人事課					
取組項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度																					
□「三重県職員人づくり基本方針」の検証・見直し	検討	実施																							
□コンプライアンスの日常化やチェック機能のさらなる充実		実施																							
7	② 意欲の向上に向けた組織風土づくり	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取組項目</th><th>28 年度</th><th>29 年度</th><th>30 年度</th><th>31 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□職員提案制度の見直し</td><td>検討</td><td>実施</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>□MIE 職員力アワードの見直し</td><td>検討</td><td>実施</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>□ストレスチェック実施体制の整備</td><td>検討・整備</td><td>実施</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	取組項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	□職員提案制度の見直し	検討	実施			□MIE 職員力アワードの見直し	検討	実施			□ストレスチェック実施体制の整備	検討・整備	実施			<p><職員提案制度の見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> 「MIE 職員力ポータルサイト」の設置、運用、周知(4月～) 「アイディア BOX」、「テーマ別事業提案」の実施(4月～) <p><MIE 職員力アワードの見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> 優良事例の水平展開に向けた検討、実施(4月～) 各部局で優秀取組の選定(1月～) MIE 職員力アワード発表会の実施(3月) <p><ストレスチェック実施体制の整備></p> <p>(H28 年度達成済、継続実施)</p>	<p><職員提案制度の見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> 「MIE 職員力ポータルサイト」及び「アイディア BOX」の運用開始(5月) 「テーマ別事業提案」について意見交換会を実施(6月) <p><MIE 職員力アワードの見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> 優良事例の水平展開に向けた検討(7月～) 	<p><職員提案制度の見直し></p> <p><MIE 職員力アワードの見直し></p> <p><ストレスチェック実施体制の整備></p>
取組項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度																					
□職員提案制度の見直し	検討	実施																							
□MIE 職員力アワードの見直し	検討	実施																							
□ストレスチェック実施体制の整備	検討・整備	実施																							
8	③ 県民が納税しやすい環境の整備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取組項目</th><th>28 年度</th><th>29 年度</th><th>30 年度</th><th>31 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□MMK の利用環境整備</td><td></td><td>実施</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>周知</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	取組項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	□MMK の利用環境整備		実施					周知			(H28 年度達成済、継続実施)		総務部税務企画課					
取組項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度																					
□MMK の利用環境整備		実施																							
		周知																							
9	④ 未利用の県有財産の積極的な有効活用と売却	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取組項目</th><th>28 年度</th><th>29 年度</th><th>30 年度</th><th>31 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□今後の利用見込み等の検討</td><td>検討</td><td>実施</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>□未利用財産の売却等</td><td></td><td>実施</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	取組項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	□今後の利用見込み等の検討	検討	実施			□未利用財産の売却等		実施			<p><今後の利用見込み等の検討></p> <ul style="list-style-type: none"> 県有財産の貸付けに向けた手続きの実施(4月～5月) 県有財産の貸付実施(6月～) 県有財産の自己点検及び利用見込み調査等の実施(7月～9月) 県有財産の貸付取組の全庁展開に向けた情報提供、調整(9月～) 未利用等の課題を有する財産について、利活用検討及び個別財産の利活用計画の策定(1月～3月) <p><未利用財産の売却等></p> <ul style="list-style-type: none"> 売却対象財産について、インターネットオークション(一般競争入札)等を実施(4月～3月) 	<p><今後の利用見込み等の検討></p> <ul style="list-style-type: none"> 県有財産の貸付けに向けた公募手続きの実施(4月～5月) 県有財産の貸付けに向けたニーズ調査(7月～) 財産の自己点検等要領の策定(8月) 県有財産の自己点検及び利用見込み調査等の実施(8月～10月予定) <p><未利用財産の売却等></p> <ul style="list-style-type: none"> 売却対象財産についてインターネットオークション(一般競争入札)を実施(7月、9月) 	総務部管財課					
取組項目	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度																					
□今後の利用見込み等の検討	検討	実施																							
□未利用財産の売却等		実施																							

番号	具体的取組	工程				平成 29 年度 年次計画	上半期実績(4月～9月)	担当課	
10	⑤ 情報セキュリティの確保	取組項目	28年度	29年度	30年度	31年度			
		□情報セキュリティ研修、標的型攻撃メールの対応訓練、講演会などの実施		実施			<情報セキュリティ研修などの実施> ・職員研修の実施(随时) 新規、割愛採用職員研修(4月) 情報セキュリティ管理者研修(4月) ITキーパーソン研修(6月) 情報システム運用管理担当者研修(6月) 情報セキュリティリテラシー向上研修(10月～12月) 情報セキュリティ講演会(2月～3月) ・情報セキュリティ管理者セキュリティセルフチェック(8月) ・情報セキュリティ監査の実施(1月～3月) ・情報セキュリティポリシー解説本の策定(2月) ・情報セキュリティ強化月間の実施(2月～3月)	<情報セキュリティ研修などの実施> ・職員研修の実施 新規採用職員研修(4回・103名受講)(4月) 割愛採用職員研修(4回・33名受講)(4月) 情報セキュリティ管理者研修(2回・55名受講)(4月) ITキーパーソン研修(1回・222名受講)(6月) 情報システム運用管理担当者研修(2回・15名)(6月) e-ラーニングによる情報セキュリティ研修(8コース・延べ73名受講)(8月～12月予定) ・情報セキュリティ管理者セキュリティセルフチェック(8月)	地域連携部情報システム課
		□サイバー攻撃等を想定した初動訓練・対応マニュアルの見直し		実施			<サイバー攻撃等を想定した初動訓練・対応マニュアルの見直し> ・標的型攻撃メール対応訓練(5月～7月及び12月～2月の年2回) ・情報セキュリティインシデントに対処するためのマニュアル(CSIRTマニュアル)の時点修正、見直し(4月、9月) ・情報セキュリティインシデントに対処するためのマニュアル(CSIRTマニュアル)の時点修正、見直し(隨時) ・CSIRTマニュアルに基づく初動訓練(6月) ・標的型攻撃メール対応訓練(7月)	<サイバー攻撃等を想定した初動訓練・対応マニュアルの見直し> ・情報セキュリティインシデントに対処するためのマニュアル(CSIRTマニュアル)の時点修正、見直し(4月、9月) ・CSIRTマニュアルに基づく初動訓練(6月) ・標的型攻撃メール対応訓練(7月)	
11	⑥ 情報システムに関する業務継続計画(BCP)の見直し	取組項目	28年度	29年度	30年度	31年度			
□三重県業務継続計画に基づく見直し	検討	実施			<三重県業務継続計画に基づく見直し> ・情報システムに関する業務継続計画(個別編)の見直し(4月～2月) ・情報システムに関する業務継続計画への追加について各部局との調整(4月～2月)	<三重県業務継続計画に基づく見直し> ・情報システムに関する業務継続計画(個別編)の見直し 防災対策部が策定した三重県業務継続計画の中で示されている、非常時優先業務に必要な情報システムを再調査し、情報システムに関する業務継続計画の作成が必要な情報システムの整理(4月～8月) 整理した結果に基づき、情報システムを管理する所属に対して、情報システムに関する業務継続計画の作成を依頼(9月)	地域連携部情報システム課		
□情報システムに関する業務継続計画に基づく訓練の実施	検討		実施		<情報システムに関する業務継続計画に基づく訓練の実施> ・情報システムに関する業務継続計画に基づく訓練計画書の作成(11月～12月) ・情報システム課所管システムを対象とした訓練の実施(2月)				
□三重県広域受援計画(仮称)に基づく見直し	検討			実施	<三重県広域受援計画(仮称)に基づく見直し> ・災害対応業務に関する情報収集(隨時)				

県有施設の見直しについて

平成29年9月
総務部

1 趣旨

本県では、平成27年3月に「みえ公共施設等総合管理基本方針」を策定し、県が所有・管理する全ての公共施設等を対象に、長期的な視点に立って、将来の利用需要等を見据えた適切な配置と規模を確保していくことをめざしています。

こうした中でも、県有施設の多くが建築時から長期間を経過し、社会情勢も変化する中で、施設に対する県民ニーズも変化してきていると考えられます。

また、平成29年6月に策定した「三重県財政の健全化に向けた集中取組※」において、県有施設そのものの必要性の検討や機能の見直しにより、維持管理費総額の抑制を図り、経常的支出の規模を段階的に引き下げる目標を掲げています。

そこで、県有施設について、廃止や統合を含めたあり方検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面で見直しに取り組みます。

あわせて、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組むこととします。

※4頁の「三重県財政の健全化に向けた集中取組」を参照

2 対象施設の範囲

見直しの対象施設は、次の①～④を除く全ての県有施設(660施設)とします。

①道路・河川等のインフラ施設 ②地方公営企業の所管する施設

③個別の見直し方針がある施設 ④建築後10年未満の施設

3 見直しの基本的な考え方

- (1) 引き続き県が関与する必要性について、設置時の目的と時代のニーズが異なっていないか、未利用になっていないかなどの視点で検討し、必要性がないと判断した施設については廃止したうえで、売却や貸付、移譲、用途変更等に努めることとします。
- (2) 引き続き県が関与する必要性がある施設においては、有効活用によって県民サービスが向上するか、空きスペースがないか、利用状況から見て施設の規模・機能が適切かなどの視点で検討し、さらなる有効活用が可能と判断した施設については、統合や集約化、売却、貸付、用途変更等に努めることとします。
- (3) 管理運営方法の見直しについて、コストパフォーマンスが適當か、民間活力の導入による効率化が可能かなどの視点で検討し、指定管理の導入や委託化、PFIの導入、収支改善等に努めることとします。

なお、見直し対象外の施設については、予算編成過程の中でコスト縮減や一層の収入確保に努めることとします。

※3頁に掲げる「基本的なフロー」を参照

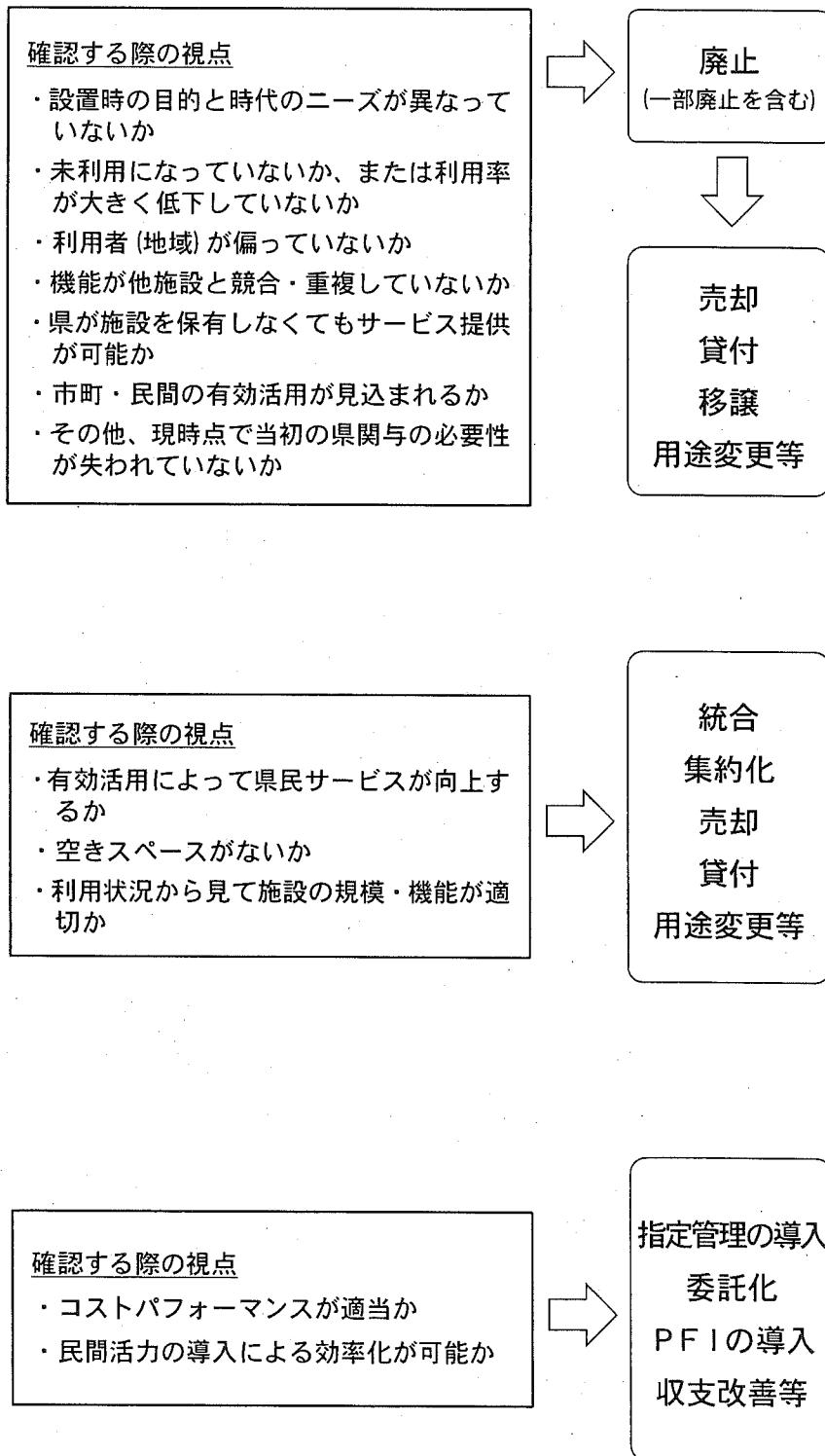
4 スケジュール

平成 29 年度

- 10月3日 県有施設の見直しについて議会で説明
- 10月～11月 見直し対象施設について、基本的なフローに掲げる視点に基づき、各部局で総点検
- 12月～1月 個別施設の見直しの方向性について府内で協議
- 2月～ 個別施設の見直しの方向性を議会で説明

なお、個別施設の見直しにあたっては、市町等関係団体と調整しながら進める
こととします。

◆基本的なフロー



「三重県財政の健全化に向けた集中取組」（関係部分を抜粋）

（6）維持管理費の抑制

① 県管理の施設・設備や情報システムにかかる維持管理費

県管理の施設・設備や情報システムにかかる維持管理費は、110～120 億円台（一般財源ベース）の規模で推移し、やや増加傾向にあります。

現下の県財政の状況や今後の人口減少の進展等も踏まえ、当該施設・設備や情報システムを引き続き県が保有・管理するのかどうか、施設の運営形態が効率的かどうかなどについて検討し、その検討結果を生かして、維持管理費総額の抑制を図ります。

また、施設の運営費については、様々な工夫を行い、節減を図ります。

② 短期的取組

① 県有施設等の必要性とその管理のあり方の検討を踏まえた見直し 〈検討の視点〉

i) 公の施設等の公共施設

- ・施設において実施されている事業そのものの必要性について、改めて検討
- ・そのうえで、県として実施する事業の必要性が薄れた施設や、利用実績が低調又は空スペースの多い施設については、廃止又は統合することも含めて見直し
- ・官と民、県と市町との役割分担の観点から、県以外の主体に移譲することができないか検討
- ・引き続き県として施設を運営する場合でも、機能を見直すことができないか、また、運営費の縮減のため、外部委託等の活用を更に図ることができないか検討

取組項目	29年度	30年度	31年度
① 県有施設等の必要性とその管理のあり方の検討を踏まえた見直し	検討		
② 県有施設等の維持管理費の見直し		順次実施	
③ 県有施設等の保有や運営形態等の見直し	実施		

クラウドファンディング活用指針

平成 29 年 9 月

総務部

目次

1. はじめに	1
2. クラウドファンディングの概要	2
3. クラウドファンディングの種別	2
4. 基本的な考え方	3
5. 実施手順	5
6. 留意事項	6

1. はじめに

「三重県財政の健全化に向けた集中取組」（平成 29 年 6 月策定。）において、より一層の歳入確保に向けて、あらゆる財源の確保策について検討し、具体的に展開可能な取組から進めていくこととしています。このうち、クラウドファンディングについて、他の自治体の先行事例も参考にしながら積極的に活用していくこととしています。

本指針は、今後各部局において、クラウドファンディングを活用して事業を実施する際の参考とするため、クラウドファンディングに関する基本的な考え方や実施手順等をとりまとめたものです。

【三重県財政の健全化に向けた集中取組】より抜粋

(4) その他の歳入確保策の推進

〔個人及び法人等からの寄附の拡大〕

寄附者のメリットの大きいふるさと納税制度に対応したクラウドファンディングや企業版ふるさと納税制度については、他の自治体の先行事例も参考にしながら積極的に活用します。

短期的取組

③個人及び法人等からの寄附の拡大

- i) 企業版ふるさと納税制度の積極的な活用
- ii) クラウドファンディングの統一的な指針の策定及び情報発信のためのポータルサイトの活用
- iii) 策定したクラウドファンディング指針に基づく事業の実施
- iv) 個人及び法人等への募集活動の強化

取組項目	29 年度	30 年度	31 年度
③個人及び法人等からの寄附の拡大	検討	順次実施	

2. クラウドファンディングの概要

クラウドファンディングとは、特定のプロジェクトを実施するために、主としてインターネットを通じて不特定多数の人から資金調達する仕組みです。資金を調達するためには、プロジェクトについて多くの人から共感・賛同を得ることが必要です。

近年、自治体がインターネット上で寄附を募り、特定事業の資金を集めるクラウドファンディングを活用する事例が増えてきています。

クラウドファンディングの活用を通じて、三重県が取り組むプロジェクトを県内外の多くの方に知ってもらい、応援してもらうことで、三重県の魅力を発信することができます。また、事業成果を広くPRすることにより、三重県へ寄附をしていただく人の輪が広がるといった効果も期待できます。

※自治体への個人からの寄附については、クラウドファンディングもふるさと納税制度が適用されます。

3. クラウドファンディングの種別

(1) 運営方法別

直営型：自治体が運営するホームページ内に専用のページを立ち上げ、直接寄附金を募集します。

委託型：クラウドファンディング事業者に委託し、事業者のホームページで間接的に寄附金を募集します。

(2) 調達方法別

All In 方式：寄附金額が目標額に達しない場合でも事業を実施します。

All or Nothing 方式：寄附金額が目標額に達成した場合のみ、事業を実施することができます。

4. 基本的な考え方

(1) 対象事業の要件

- ・クラウドファンディングは、特定のプロジェクトに対しての寄附募集であることから、対象事業は事務事業（細事業）以下の事業単位とします。
※天候による中止など県では調整できない事由により事業が実施できなくなつた場合、寄附金を返還する必要が生じる可能性があることに留意してください。（参考：P6 6.留意事項(1)）

(2) 運営方法

- ・三重県のホームページ上の寄附募集（直営型）とクラウドファンディング事業者への委託による寄附募集（委託型）のどちらも可能とします。
- ・委託型での実施にあたっては、寄附額の10～20%の委託料がかかることから、全国に広くPRすることにより、多くの人から共感が得られ、歳入確保がより多く見込まれる事業が望ましいものとします。

(3) 調達方法

- ・直営型の場合は、目標額に達するかどうかにかかわらず寄附の申込みがあれば受入事務を行うことになるため、All In 方式で実施します。
- ・委託型の場合は、All In 方式、All or Nothing 方式どちらでも可能とします。

(4) 募集活動の強化

①わかりやすい募集ページの作成

- ・寄附金がどのように活かされるのか、寄附者にわかりやすい募集ページを作成し、十分に周知を行ってください。
- ・募集ページには、「負担付寄附ではない」旨を記載してください。
(参考：P6 6.留意事項(1))
- ・事業実施中は進捗状況、事業実施後は実績報告を掲載してください。

②寄附者へのフォローアップ

- ・寄附者には、お礼状を送付するとともに実績報告を行ってください。
- ・事業に関連した返礼品に限って送付可能とします。ただし、返礼品及びそれに伴う経費は、寄附金額の10%以内とすることとします。

(5) 予算上の取扱い

①予算要求

- ・事業費の他、クラウドファンディングに係る経費（PR活動、クラウドファンディング事業者への委託料、返礼品、送付費用等）も含めて歳出予算として要求してください。寄附金は、一旦ふるさと応援寄附金基金に積み立てるため、歳入科目は基金繰入金とし、予定する寄附金額を計上してください。
- ・事業費の全額（All In 方式の場合は、事業費の全額又は一部）とクラウドファンディングに係る経費は寄附金を財源とすることとします。
- ・寄附金額が目標額を上回った場合は、事業内容を充実し、より効果的な事業を実施してください。
- ・寄附金額が目標額を下回った場合でも、All In 方式では事業を実施する必要があるため、寄附金額にあわせて事業内容を柔軟に変更するなど追加の県費負担が生じないようにしてください。

②寄附金の財源上の取扱い

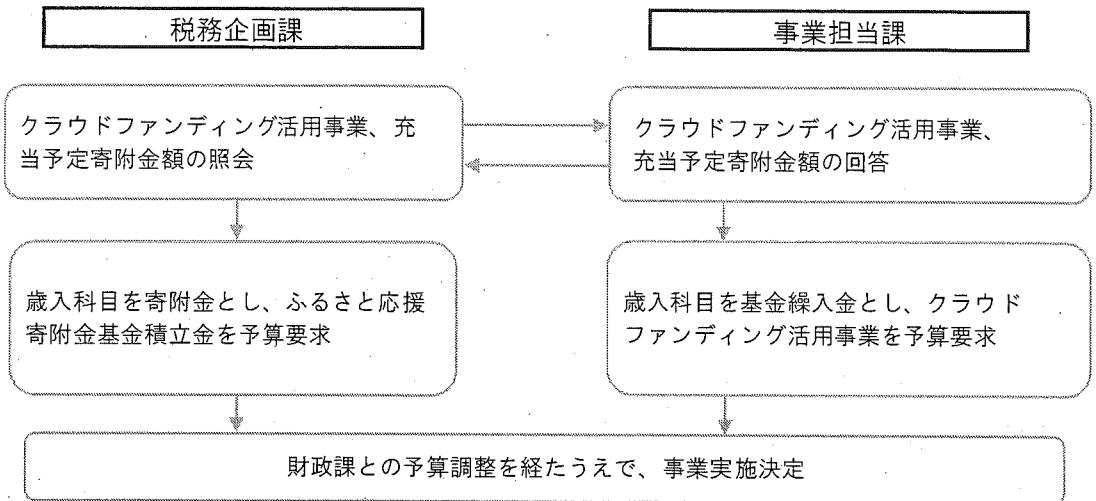
- ・寄附金は、寄附を受けた部局の特定財源として取り扱うこととします。

③事業の実施決定

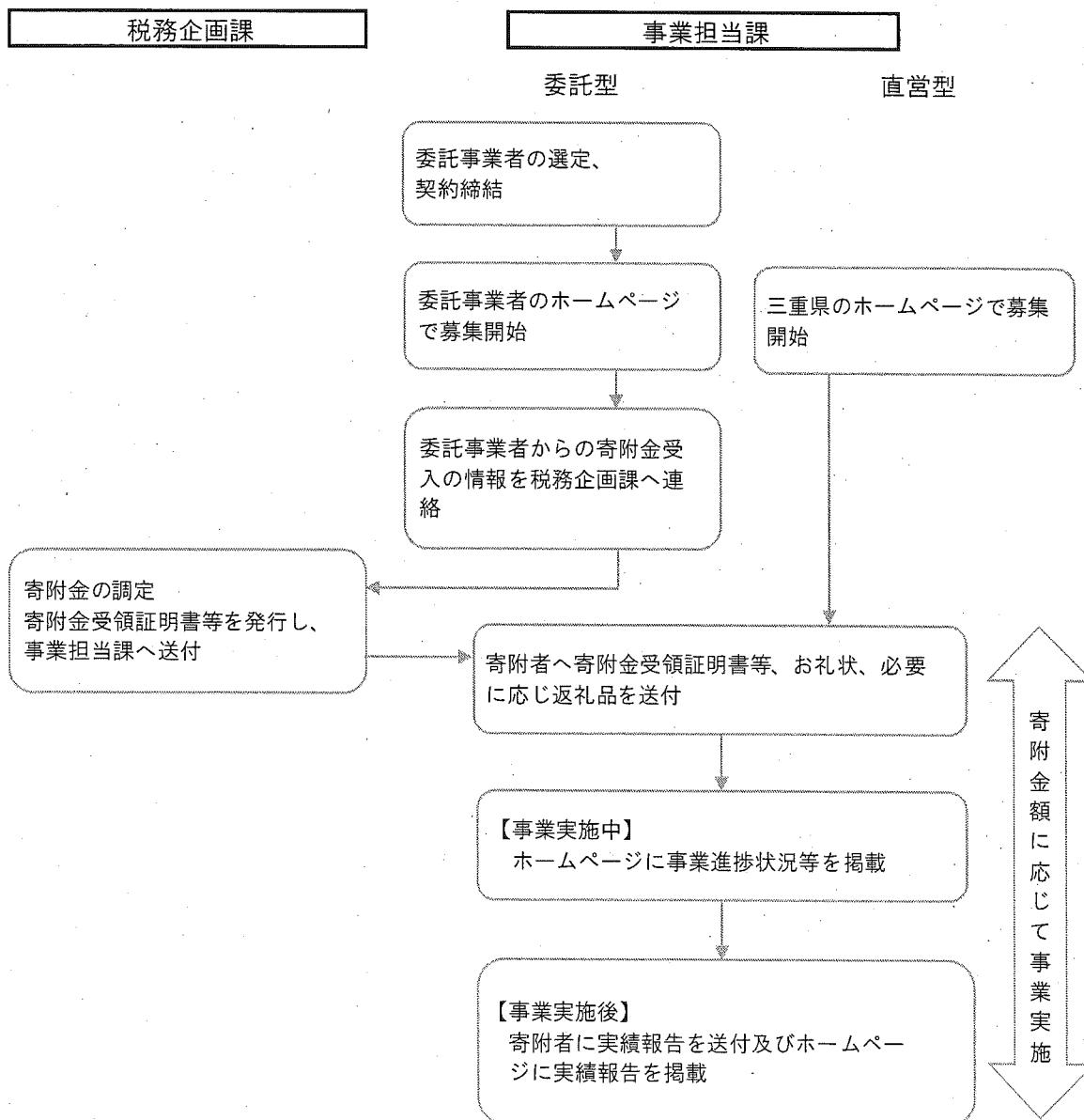
- ・寄附金で実施する事業であっても、通常の予算要求と同様、事業目的や事業内容について財政課との調整を経たうえで、実施を決定することとします。

5. 実施手順

【前年度】



【事業実施年度】 ※当該年度中に完了する事業の場合



6. 留意事項

(1) 負担付寄附

負担付寄附とは、寄附の契約に付された条件そのものに基づいて、地方公共団体が法的な義務を負い、その義務不履行の場合には、その契約が解除されるようなものをいいます。

クラウドファンディングでの寄附契約が負担付寄附に該当すると、事業ができなくなった場合、寄附金を返還する必要が生じるほか、寄附金受領証明書の回収など、寄附者に大きな事務的な負担を強いることになります。そのため、返還義務が生じないよう、事業を確実に実施することは当然のこと、負担付寄附に該当しないような契約にする必要があります。

負担付寄附に該当するかどうかは、県と委託事業者との契約の他、県と寄附者との間でどのような合意がなされたかによります。合意内容は、募集ページで判断されるため、ページ作成にあたっては事業が実施できなくなった場合に返還義務が生じないような記載内容にするとともに、「負担付寄附ではない」旨を必ず記載してください。

(記載例. 事業実施に向けて全力で取り組んでいきますが、万が一実施できない事由が生じた場合は、当該寄附の趣旨に沿うような事業に活用させていただきます。当該寄附は「負担付寄附」ではなく、「用途を指定した寄附」としてお受けするものであることをご了承ください。)

※地方自治法第96条第1項第9号により「負担付寄附」は議決事項となっています。

(2) 割当寄附金等の禁止

地方財政法第4条の5により、「地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であると問わず、寄附金を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む）するようなことはしてはならない」とされています。

寄附の募集活動については、県の事業の趣旨を理解し、賛同いただけるよう留意する必要があります。

(3) ふるさと納税にかかる返礼品

ふるさと納税の返礼品競争の過熱化を受け、返礼品のあり方等について、総務省から通知が出ています。（平成29年4月1日付け総税市第28号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」）

返礼品を送付する場合は、本通知に沿った対応を行う必要があります。